

## 第5章 騒音・振動

### 1. 騒音・振動問題

騒音とは、人に不快感をいだかせるような「好ましくない音」、「望ましくない音」のことをいいます。主なものとして、工場・事業場騒音、建設業騒音、自動車騒音、鉄道・飛行機等の騒音があります。また、近年では、カラオケ等による深夜営業店舗の騒音や、日常生活による近隣騒音も問題となっています。しかし、騒音問題には、心理的要因が強く影響し、個人の受け取り方に大きな差があるため、規制することが困難な感覚的公害といえます。

振動の原因は、多くの場合、騒音の発生元と同一です。振動は、工場の生産活動や自動車の通行等によって発生し、近隣住民に睡眠障害や不快感などの心理的影響を与えたり、建物などに物的被害を与えたりします。

### 2. 瑞浪市の状況

平成27年度に環境課に寄せられた騒音・振動に関する苦情件数は1件でしたが、住宅地近隣においては、わずかな騒音・振動が、生活に影響を与えることがあるため、特に配慮が必要です。

### 3. 環境騒音定点観測

本市では、県と協力して住宅地周辺における環境騒音を調査するため、年に1回、市内4箇所における環境騒音定点観測を実施しています。平成27年度の測定結果は以下のとおりでした。

表15. 環境騒音定点観測の結果

測定地点	都市計画法の用途地域	環境基準の類型	測定日時		等価騒音レベル (dB)*	環境基準 (dB)
瑞浪市役所	第2種住居地域	B	10月27日	9:00～9:10	60.8	55
				13:30～13:40	61.7	
瑞浪市浄化センター	準工業地域	C	10月27日	9:40～9:50	58.7	60
				14:00～14:10	55.5	
土岐町12番地の1	商業地域	C	10月27日	10:20～10:30	64.0	60
				14:35～14:45	62.8	

※ 一定時間に発生した騒音をエネルギー量に換算し、時間平均したもの。

表 16. 道路近傍騒音測定の結果

① 測定地点情報

測定地点	瑞浪市上野町 3 丁目 94 番地	都市計画法の用途地域	商業地
騒音規制法の区域区分	第3種規制区域	道路種別	都道府県道
路線名	県道上山田寺河戸線	道路構造	平面
車線数	2 車線	低騒音舗装の有無	なし
遮音壁の有無	なし	住居等からの距離	1m
車道端からの距離	4m		

② 道路状況調査結果(平成 27 年 10 月 28 日)

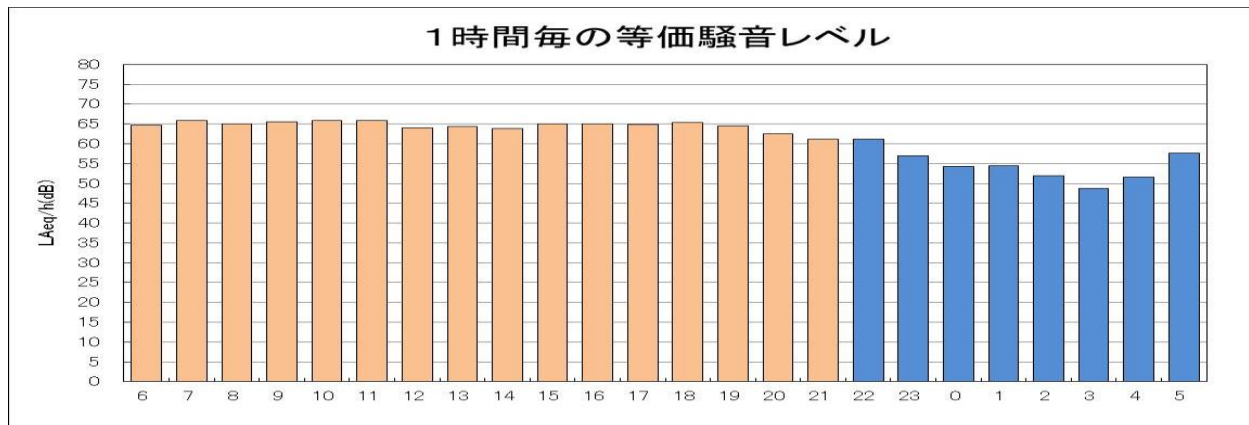
測定時刻	測定側車線 10 分間の交通量				反対側車線 10 分間の交通量				等価騒音レベル (dB)	後背地 <sup>※</sup> の等価騒音レベル (dB)	環境基準 (dB)
	大型 I	大型 II	小型	二輪	大型 I	大型 II	小型	二輪			
9:30	0	1	24	0	4	2	15	0	67.5	58.8	65
16:20	1	1	25	2	1	0	15	0	65.9	58.1	65
22:10	0	0	4	0	0	0	10	0	60.8	56.1	60
23:10	0	0	3	0	0	0	4	0	57.7	49.2	60

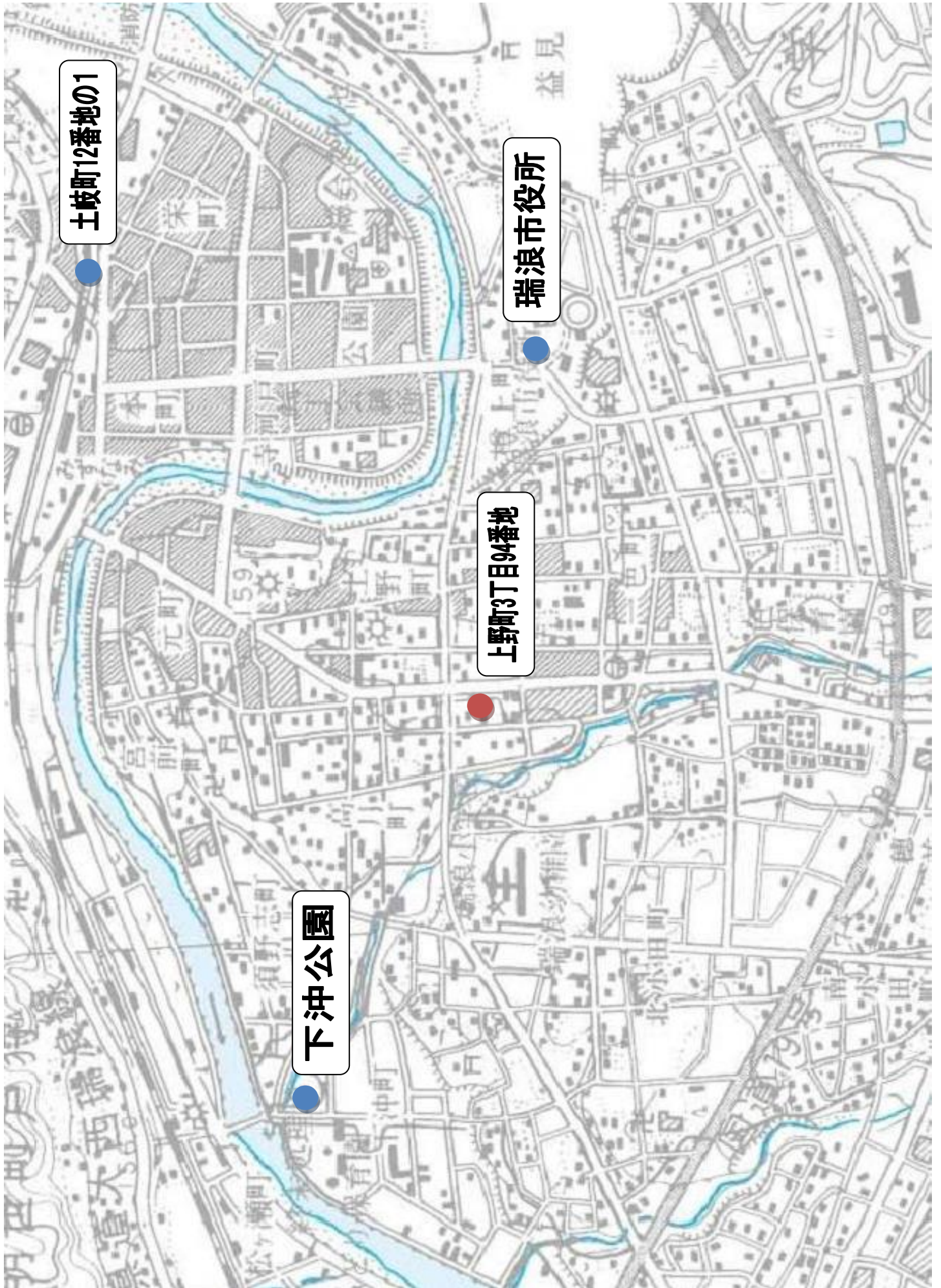
※ 車道端から 64m 地点

※ 一定時間に発生した騒音をエネルギー量に換算し、時間平均したもの。

③ 24 時間測定結果(平成 27 年 10 月 28 日～10 月 29 日)

測定時刻	等価騒音レベル (dB)	測定時刻	等価騒音レベル (dB)	測定時刻	等価騒音レベル (dB)	測定時刻	等価騒音レベル (dB)
6～7	60.7	12～13	64.8	18～19	65.5	24～1	51.7
7～8	65.2	13～14	63.3	19～20	64	1～2	56.2
8～9	64.6	14～15	64.5	20～21	62.9	2～3	39.8
9～10	63.4	15～16	64.0	21～22	61.8	3～4	41.5
10～11	63.7	16～17	65.2	22～23	60.3	4～5	46.3
11～12	65.6	17～18	64.9	23～24	55.9	5～6	56.6





土岐町12番地の1

瑞浪市役所

上野町3丁目94番地

下沖公園

#### 4. 騒音・振動に係る特定施設の設置状況

騒音・振動に係る特定施設とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって、騒音規制法・振動規制法で定めるもの（資料13, 14）を言います。また、岐阜県では岐阜県公害防止条例により、特定施設を追加規定しています（資料15）。規制区域内において、これらの特定施設を設置する工場又は事業場は、本市への届出が必要です。

平成27年度末までに、本市に設置されている騒音・振動に係る特定施設を設置している工場等の実数は、以下のとおりです。

表17. 騒音規制法に係る特定施設の設置工場等実数

特定施設の種類	工場等実数
1. 金属加工機械	7
2. 空気圧縮機	43
3. 土石用破砕機	86
4. 織機	0
5. 建設用資材製造機械	7
6. 穀物用製粉機	0
7. 木材加工機械	12
8. 抄紙機	0
9. 印刷機械	12
10. 合成樹脂用射出成型機	0
11. 鋳造型機	0
合計	167

表18. 振動規制法に係る特定施設の設置工場等実数

特定施設の種類	工場等実数
1. 金属加工機械	5
2. 圧縮機	28
3. 土石用破砕機等	60
4. 織機	0
5. コンクリート・ブロック・マシン	5
6. 木材加工機械	1
7. 印刷機械	4
8. ロール機	0
9. 合成樹脂用射出成型機	0
10. 鋳造型機	0
合計	103

表19. 岐阜県公害防止条例に係る特定施設の設置工場等実数

特定施設の種類	工場等実数
1. 金属加工機械研磨機	1
2. 空気圧縮機及び送風機	10
3. 窯業焼成炉用バーナー	34
4. 繊維機械 撚糸機	0
5. 紙工機械	1
6. 合成樹脂用粉碎機	3
7. 高速切断機	3
8. 走行クレーン	7
9. クーリングタワー	14
10. 冷凍機	9
11. タイル成型用プレス	0
合計	82

## 5. 騒音・振動に係る特定建設作業の届出状況

騒音・振動に係る特定建設作業とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって、騒音規制法・振動規制法で定めるもの（資料16、17）を言います。規制区域内において、これらの特定建設作業を行う事業者は、本市への届出が必要です。

平成27年度中に本市で行われた特定建設作業は、以下のとおりです。

表20. 騒音規制法に係る特定建設作業

特定建設作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	1
2. びょう打機を使用する作業	0
3. 削岩機を使用する作業	4
4. 空気圧縮機を使用する作業	4
5. コンクリートプラントを設けて行う作業	0
6. バックホウを使用する作業	4
7. トラクターショベルを使用する作業	0
8. ブルドーザーを使用する作業	1
合計	14

表21. 振動規制法に係る特定建設作業

特定建設作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	1
2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	0
4. ブレーカーを使用する作業	8
合計	9